

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長野市長 荻原 健司

市町村名 (市町村コード)	長野市 (202011)
地域名 (地域内農業集落名)	21 松代町大室、牧島、小島田、柴、東寺尾地区 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月24日(水) (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。

・河川敷の農地は、水害の危険性などから耕作放棄地が増加傾向にあり、農地の新たな活用方法についても検討が必要である。

・耕作放棄地の増加に伴い、周辺の農道にも雑草が繁茂しており、隣接する農地の営農のみならず農道の通行にも支障をきたしていることから、草刈り等計画的な管理について検討が必要である。

・営農を継続するためには、儲かる農業につなげることが重要であり、地域に適した作目について研究するとともに、基盤整備や販路の拡大が必要である。

・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・現状は小さな区画で野菜・果樹・水稻等多種多様な作物を生産しているが、大型車が乗り入れられるよう農道の整備をすること等により農地の集積化及び規模拡大を図っていく。

・当面はJAによる振興品目に基づき生産をしていくが、今後は、地球温暖化の影響もあり、10～20年後を見据えた品種や栽培方法を検討していく必要がある。(暑さに強い品種の導入や露地栽培から施設栽培への転換等)

・地域内に長野県農業大学校や長野市農業研修センターがあることから、技術的交流や学生・研修生が当該地域で就農できるよう、地域全体で受入れる仕組みの整備を進めていく。

・兼業農家や定年帰農者、入作を希望する農業者など新たな受け手の確保に努める。

・荒廃農地への麦作を導入し、農地の活力を高めて農地の有効利用を図る。

・松代の魅力をPRすることで新規就農者を呼びこみ地域一丸となって育成するよう取り組む。

・地域でシンボルとなるような新たな作物を導入するよう検討する(例:施設園芸によるイチゴ栽培等)。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	227 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	227 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	— ha

注: 区域内の農用地等面積について、話し合い当初の区域から、以下(2)記載の区域としたことにより、変更しております。

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農用地等の区域は、農振法第10条第3項各号の基準により設定されている農用地区域を基本とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

当面は、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、中心経営体を中心に実情に応じ担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することで対応する。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

農業委員会による利用状況調査の結果を長野市農業公社と共有し、地域の農地状況を把握することで新規就農者及び規模拡大を目指す既存農業者への農地の貸借等が速やかに行えるようにする。

(3) 基盤整備事業への取組方針

・農業の生産効率の向上や狭小農地の解消と機械化を促進するため、農地の区画整理や農道・用排水路等農業用施設の整備など基盤整備事業の実施について検討する。
・農道が狭く、圃場への大型機械の乗り入れができない場所がある。新たな担い手を確保するためにも、農道の拡幅整備を促進する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域農業の継続と新規就農者の育成等に関する取組方針
農地の適正な管理や地域に適した農産物の選定とそれに伴う栽培技術の習得及び新たな販路の獲得に向けた対策を講じるため、モデル的な圃場を整備して検証を行うとともに、新規就農者等の体験圃場としても活用を図るなど、地域農業の継続と新規就農者の育成や担い手の確保に向けた総合的な取り組みについて検討する。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる作業は、JA等を通じて法人・営農集団への委託を進める。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒	①鳥獣被害防止対策	☐	②有機・減農薬・減肥料	☐	③スマート農業	☐	④畑地化・輸出等	☐	⑤果樹等
☐	⑥燃料・資源作物等	☐	⑦保全・管理等	☐	⑧農業用施設	☐	⑨耕畜連携等	☒	⑩その他

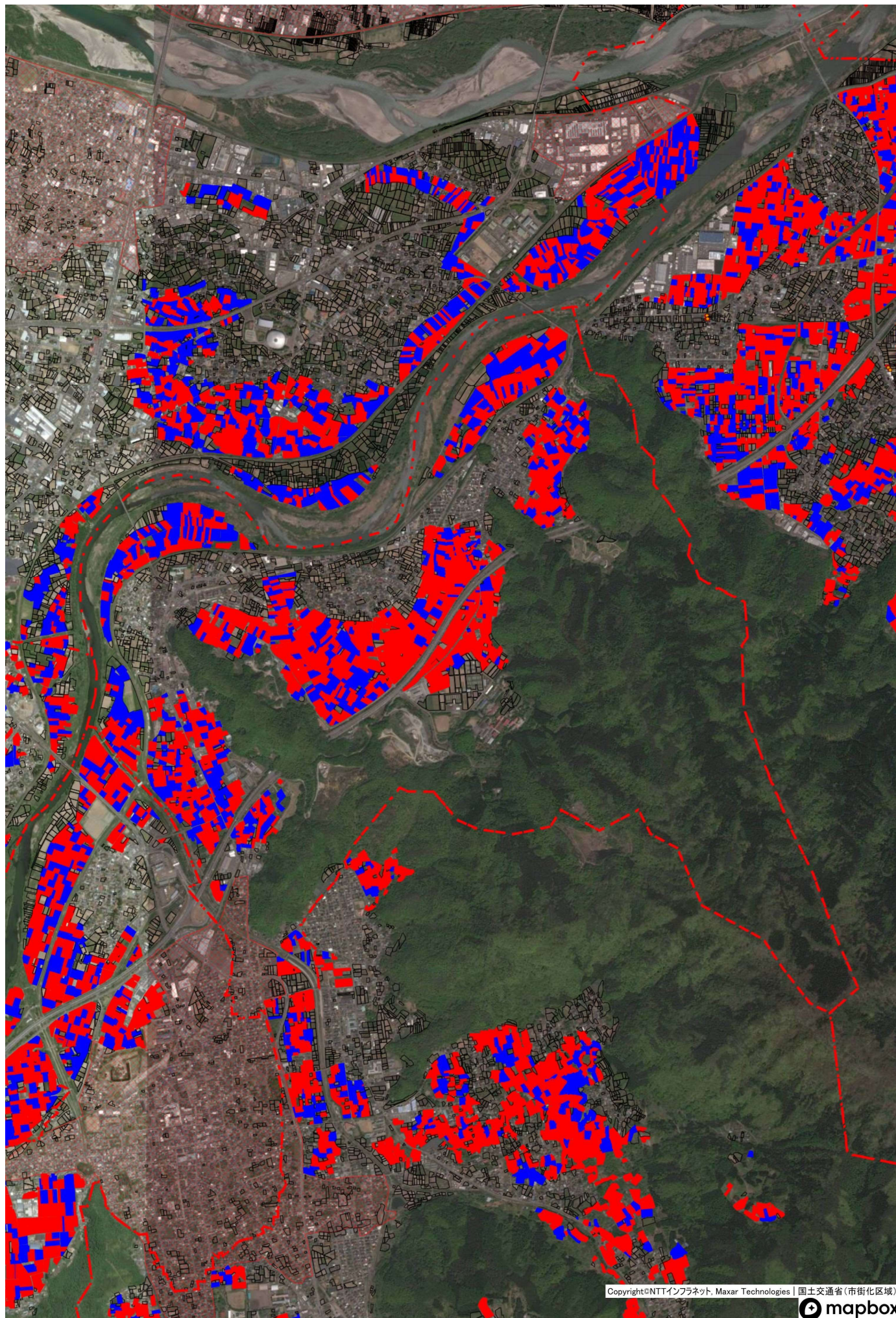
【選択した上記の取組方針】

○河川敷農地の活用に関する取組方針…⑩
河川敷の農地は、台風等の大雨で河川が氾濫した際に浸水被害を受けやすいため、作付け方針も含めた農地利用について検討を行う。

○野生鳥獣による被害防止対策に関する取組方針…①
農地周辺の草刈り等の環境整備の実施や地域全体を囲む侵入防止柵の適正な維持管理及び野生鳥獣を誘因するような放置農作物の撤去等、地域を挙げて実効性のある被害防止対策の実施について検討する。

○観光農業に関する取組方針…⑩
松代は歴史文化遺産が集積した観光地であることから、観光施設と地域農産物の販売を組み合わせるなど観光農業について検討する。また、観光客を呼び込むことができるような観光農園の開設等についても検討していく。

○新規就農者の負担軽減に関する取組方針…⑩
新規就農者の初期投資に係る経費軽減の支援策として、農業機械メーカーや販売業者と連携し、農業機械のリース・レンタルプログラムの立ち上げを検討する。



Copyright©NTTインフラネット, Maxar Technologies | 国土交通省(市街化区域)



青：現耕作者が耕作 赤：今後検討等（令和元～２年度実施の人・農地プランアンケートを基本に作成）

※ 話し合い当初の区域から、計画区域を変更しております。（作成時点：令和６年８月）